

身体拘束等の適正化のための指針

医療法人 泰一会

居宅介護支援事業所 みかじま

(目的)

第1条 身体拘束および行動を制限する行為（以下身体拘束等）は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。居宅介護支援事業所 みかじま（以下事業所）は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化せず職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等禁止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。また、身体拘束等は緊急やむを得ない場合のみ実施するための支援体制を整備し、運用できるよう本指針を定める。

(定義)

第2条 事業所が予め対応策を検討しておくべき具体的な身体拘束等に該当する行為は以下の通りとする。

- ① 徘徊しないように、車いす・いす・ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転倒・転落しないように、車いす・いす・ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛るまたはT字型抑制帯や腰ベルトをつける
- ③ 利用者自身で降りられないようにベッドを柵で囲む
- ④ 点滴や経管栄養等のチューブを利用者自身で抜かないように四肢ををひも等で縛るまたはミトン型手袋をつける
- ⑤ 立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑥ 脱衣・おむつ外しを制限するためにつなぎ寝巻を着用させる
- ⑦ 他利用者への迷惑行為を防ぐためにベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑧ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に摂取させる
- ⑨ 利用者自身の意思で開くことができない居室等に隔離する

(方針)

第3条 事業所は、前条に定める身体拘束等を原則として禁止する。

事業者は、身体拘束等の必要性を取り除くよう取り組み、次に掲げる措置を講じる。

- ① 利用者・家族の理解、職員・介護サービス事業者との基本的なケアの向上を図るために取り組むこと
各利用者の特徴を十分に理解するため、情報収集を図り、身体拘束等を誘発するリスクを排除するための検討を常に実施する
- ② 各職員（介護支援専門員）が責任ある立場にあることを自覚して、ケアの資質向上に取り組むこと
外部研修を積極的に受講する等知識・技術の水準向上に努める
- ③ 身体拘束等の原則禁止に向けた協議に取り組むこと

利用者・家族にとって生活しやすい環境・介護について話し合い、身体拘束等を希望されても安易に受け入れず代替え策を共に検討する

(身体拘束等適正化対策)

第4条 利用者宅および訪問先において、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下3要件を満たす必要があり、また満たす場合においても適切に対応するため、組織的かつ慎重に対応する。

① 切迫性

利用者または他利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替えする方法がないこと

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること

2. 事業所は、日常的に身体拘束等を行う必要性を生じさせないために事業所に併設されている施設（老人保健施設みかじま）が運営する虐待防止・身体拘束廃止対策委員会（以下委員会）に参加する。

委員会の運営責任者は、老人保健施設みかじま虐待防止・身体拘束廃止委員長とする。事業所の担当者は、原田 寿子（以下担当者）とする。

① 委員会の構成員は以下の通りとする。

- ・医師（施設長）
- ・事務長
- ・看護師
- ・介護職員
- ・その他 必要と認められる者

② 委員会は、定例開催（月1回）かつ必要な場合に委員長が招集する。また担当者は必要性があると判断した場合は、招集を委員長に依頼するものとする。

③ 委員会の議題は委員長が定める。担当者は必要がある場合は議題を委員長に提案するものとする。具体的には以下の通りとする。

- ・施設内および訪問先での身体拘束等の適正化対策の立案
- ・指針、マニュアル等の整備、更新
- ・身体拘束が必要と判断した場合の3要件の確認、代替え案検討、主治医・家族との意見調整
- ・3要件の再確認や該当要件の個別具体事例検討および利用者等の心身状態の把握、拘束しない場合のリスク検討
- ・意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ・研修、教育計画の策定及び実施

3. 事業所は、従業員に対し、身体拘束等対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることを目的とした研修を以下の通り実施する。研修に当たっては、委員会が主催する場合を含む。

① 新規採用者に対する研修

新規採用時に、身体拘束等の適正化の基礎に関する教育を行う。

② 定期研修

身体拘束等の適正化対策に関する定期研修は年1回以上実施する。

4. 相談および対応窓口は以下の通りとする。

① 事業所

居宅介護支援事業所 みかじま

管理者 田中 直人

電話 04-2968-3384

② 法人内およびが虐待防止・身体拘束廃止委員会

老人保健施設 みかじま

事務長 日高 渉

電話 04-2938-1818

③ 当事業所作成の虐待防止対策マニュアル

「身体拘束廃止・防止の手引き」

令和5年度老人保健健康増進等事業

介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

令和6年3月

5. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

① 利用前

I 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、委員会にて協議する。

II 身体拘束等の内容・時間帯について個別支援計画等に記載し、利用者および家族に対し担当者もしくは管理者が説明を行う。

② 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、委員会へ実施状況を報告し、継続可否を協議検討する。

③ 継続と解除

I 身体拘束等を行っている期間中は経過観察を行い、その様態・時間・利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

II 継続可否の判断は委員会にて協議する。

- Ⅲ 身体拘束等継続の場合は、引き続き経過観察を行い、記録する。
- Ⅳ 身体拘束等解除の場合は、担当者もしくは管理者が家族へ説明し、同意を得る。

④ 緊急時

- Ⅰ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、現場介護事業者間で協議し実施する理由を記録する。その後委員会にて協議する。
- Ⅱ 家族への説明は可能な限り迅速に行う。

6. 指針の閲覧

本指針は、利用者、家族、関係機関が閲覧できるよう掲示する。

(附則)

本指針は、令和6年4月1日より施行する。